

# 特別支援保育 のご案内



旭川市特別支援保育事業  
～医療的ケア児～

旭川市では、日常生活および社会生活を営むために、吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童の保育施設での受け入れを行っています。

## 実施施設

○旭川市立神楽保育所  
神楽4条8丁目  
☎61-2431

○旭川あかしあ認定こども園  
末広2条9丁目  
☎57-6400

## 対象児童

旭川市民で医療的ケアを必要とし、教育・保育施設を利用希望の0歳（生後2か月）から就学前の児童。

※医療的ケア～経管栄養、吸引、導尿、人工呼吸器等を用いたケアのこと。

## 申込方法

申込前にご希望の保育施設との事前協議が必要になります。

※詳しくは、こども保育課までお問い合わせください。

## 留意事項

希望施設との事前協議において、受け入れ体勢が取れないなどの理由で利用できない場合があります。

## お問い合わせ先

旭川市子ども・女性・若者未来部  
こども保育課 保育センター事業担当  
電話：0166-25-9844



旭川市ホームページ  
特別支援保育についてはこちら